

静岡県浜松内陸コンテナ基地 指定管理者募集要項

令和7年9月

静岡県経済産業部企業立地推進課

目 次

1	指定管理者制度の導入趣旨	1
2	コンテナ基地の概要	1
(1)	名称	1
(2)	供用開始年月	1
(3)	所在地	1
(4)	用地面積	1
(5)	主要施設	1
(6)	位置付け	2
(7)	沿革	2
3	募集の概要	3
(1)	指定期間	3
(2)	選定方法	3
(3)	協定の締結	3
4	管理運営業務の範囲	3
5	県と指定管理者の管理運営業務の責任分担	3
6	利用料金制度及び県への納入金	3
7	募集スケジュール	4
(1)	募集要項の配布	4
(2)	現地説明会	4
(3)	募集、申請に関する質問	4
(4)	申請書類の受付	4
8	申請者に関する事項	5
(1)	申請者の資格	5
(2)	申請者の制限	5
(3)	申請書類	6
(4)	審査の対象から除外する場合	6
(5)	申請書類の取扱い	7
9	審査及び選定に関する事項	7
(1)	審査基準	7
(2)	審査、候補者の選定	7
(3)	指定管理者の指定	8
(4)	情報提供及び情報公開について	8
10	指定管理者との協定の締結	8
11	管理運営業務の基準	8
(1)	管理運営方針	8
(2)	有料施設の利用目標	9
(3)	県への納入金額の算定	9

(4) 管理運営業務の基準.....	10
(5) 事業報告等の基準.....	10
12 事業の適正な実施に関する事項.....	11
(1) 業務の委託.....	11
(2) 法令等の遵守.....	11
(3) 事業評価.....	11
13 事業の継続が困難となった場合における措置.....	12
(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合.....	12
(2) 不可抗力等による場合.....	12
14 業務の引継ぎについて.....	12
15 問合せ先及び申請書類提出先.....	12
別表 1 県及び指定管理者の管理運営業務責任分担表.....	13
別表 2 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者審査項目.....	15
別表 3 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者募集に係る情報提供の内容.....	16
参考 1 静岡県浜松内陸コンテナ基地料金収入及び管理運営費実績.....	17
参考 2 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営費積算.....	18
別記様式 指定管理者指定申請書.....	18
様式 1 参加申込書.....	19
様式 2 質問書.....	20
様式 3 事業計画書.....	21
様式 3－2 収支予算書.....	23
様式 4 類似施設管理運営実績書.....	25
様式 5 グループ応募構成書.....	26

静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の導入趣旨

静岡県では、国際海運のコンテナ化に対処するとともに、清水港の補完的役割を果たすため、日本で初めてのインランド・デポ（内陸コンテナ基地）として、静岡県浜松内陸コンテナ基地（以下「コンテナ基地」といいます。）を建設し、昭和46年6月から業務を行ってきました。

平成15年6月、地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設されました。この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

これに伴い、コンテナ基地についても、平成18年4月に指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

このたび、現指定管理者の指定期間が令和8年3月をもって満了することから、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例（以下「条例」といいます。）第11条第1項の規定により、コンテナ基地の管理運営を行う指定管理者の募集を行います。

2 コンテナ基地の概要

- (1) 名称 静岡県浜松内陸コンテナ基地
- (2) 供用開始年月 昭和46年6月
- (3) 所在地 〒435-0007 浜松市中央区流通元町5番1号
- (4) 用地面積 32,921 m²（指定保税地域）
- (5) 主要施設

施設名称	構造	面積(数量)
※コンテナ・フレート・ステーション (CFS1号棟)	軽量鉄骨造 鋼板 平屋建	9,447 m ² 7,142 m²
※コンテナ・フレート・ステーション (CFS2号棟)	軽量鉄骨造 鋼板 平屋建	1,888 m ² 1,308 m²
管理棟	軽量鉄骨造 平屋建	590 m ² 588 m ²
※くん蒸棟	鉄筋コンクリート造 平屋建	70 m ² 70 m ²
トラック・チェック・ブース	軽量鉄骨造 鋼板 平屋建	12 m ² 12 m ²
車庫	軽量鉄骨造 平屋建	32 m ² 32 m ²
※コンテナ・ヤード(CY)	重舗装	11,880 m ²

関連	トラックスケール	秤量 50 トン 3m×15m	1 台
----	----------	--------------------	-----

(注1)施設名称欄 **※は有料施設**

(注2)面積(数量)欄 上段：建築面積

下段：延床面積(太字は指定保税地域指定面積のうち利用可能面積)

(6) 位置付け

ア 指定保税地域の指定（大蔵省 昭和 46 年 6 月 26 日）

イ 港湾施設の認定（運輸省 昭和 48 年 6 月 11 日）

(7) 沿革

昭和 45 年(1970 年)	10 月	コンテナ基地建設工事(管理棟、作業員詰所、C F S 1 号棟、C Y 舗装)竣工
昭和 46 年(1971 年)	3 月	静岡県浜松内陸コンテナ基地管理及び使用料に関する条例公布
昭和 46 年(1971 年)	6 月	静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所設置
	7 月	名古屋税関清水税関支署浜松出張所業務開始
昭和 47 年(1972 年)	9 月	C F S 1 号棟増設、2 号棟、くん蒸棟新設
昭和 54 年(1979 年)	9 月	C F S 1 号棟（北側）増設
平成 元年(1989 年)	3 月	名古屋税関清水税関支署浜松出張所新庁舎竣工
平成 2 年(1990 年)	3 月	静岡県浜松内陸コンテナ基地管理事務所廃止
平成 2 年(1990 年)	4 月	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会による管理運営開始
平成 18 年(2006 年)	4 月	指定管理者制度による管理運営開始 指定管理者：(財)静岡県コンテナ輸送振興協会 指定期間：平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月（3 年間）
平成 21 年(2009 年)	4 月	指定管理者：(財)静岡県コンテナ輸送振興協会 指定期間：平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月（2 年間）
平成 23 年(2011 年)	4 月	指定管理者：(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会 指定期間：平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月（5 年間）
平成 23 年(2011 年)	9 月	静岡県浜松内陸コンテナ基地耐震補強工事着工
平成 25 年(2013 年)	1 月	同完工
平成 28 年(2016 年)	4 月	指定管理者：(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会 指定期間：平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月（5 年間）
令和 3 年(2021 年)	4 月	指定管理者：(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会 指定期間：令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月（5 年間）

3 募集の概要

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(2) 選定方法

指定管理者は公募により募集します。有識者などから構成される選定委員会により審査を行い指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(3) 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者と細目について協議し、県と指定管理者の間で協定を締結します。

4 管理運営業務の範囲

コンテナ基地において、指定管理者が行う管理運営業務の範囲は次のとおりです。

- (1) コンテナ基地を輸出入業者その他の輸出入貨物を取り扱う者（以下「輸出入業者等」といいます。）の使用に供する業務
- (2) 外国貿易に関する情報又は資料の収集、提供に関する業務
- (3) 輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務
- (4) コンテナ基地の利用促進に関する業務
- (5) 外国貿易の振興に寄与するために実施する業務
- (6) コンテナ基地の維持管理に関する業務
- (7) その他コンテナ基地の管理に関して知事が必要と認める業務

※詳細については、別添「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者業務基準」を参照してください。

5 県と指定管理者の管理運営業務の責任分担

県と指定管理者の管理運営業務の責任分担は、別表1「県及び指定管理者の管理運営業務責任分担表」のとおりとします。

ただし、別表1で定める事項で疑義がある場合又は定めがない事項については、コンテナ基地の管理運営に関する指定管理者の責任とすることを原則として、県と指定管理者が協議の上、決定することとします。

6 利用料金制度及び県への納入金

指定管理者は、有料施設の利用料金を収入として収受し、これを財源としてコンテナ基地の管理運営業務を行っていただきます。利用料金は、条例別表に定める額の範囲内で知事の承認を得て指定管理者が定め、公表することとします。

指定管理者は、各年度における**有料施設の利用料金収入の一部を県に納入**していただきます。県への納入金額の算定方法は、「11 (3) 県への納入金額の算定」を参照してください。

なお、各年度の納入時期は、指定管理者と協議の上決定します。県は、当該納入金を財源としてコンテナ基地の維持補修工事等を実施します。

7 募集スケジュール

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和7年9月19日(金) から10月21日(火)まで
ただし、平日の午前8時30分から午後5時に限る
- イ 配布場所 静岡県 経済産業部 商工業局 企業立地推進課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁東館7階東側

(2) 現地説明会

- ア 開催日時 令和7年9月29日(月) 午後2時30分から
- イ 開催場所 コンテナ基地 管理棟内会議室
- ウ 参加人数 各団体及びグループ3名以内
- エ 申込方法 参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「15 問合せ先及び申請書類提出先」へ9月24日(水)までにお申し込みください。

(3) 募集、申請に関する質問

- ア 受付方法 質問書(様式2)に記入の上、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「15 問合せ先及び申請書類提出先」へ、10月14日(火)までに送付してください。
- イ 回答方法 質問者には、電子メール又はFAXで回答します。
- ウ 公表方法 質問及びその回答は、質問者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、県ホームページで公表します。
県ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/shiteikanri/1066717/1067649.html>)

(4) 申請書類の受付

- ア 受付締切日 令和7年10月21日(火)
- イ 提出方法 「15 問合せ先及び申請書類提出先」まで郵送又は持参にて提出してください。なお、持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時までとします。郵送の場合は、10月21日(火)午後5時必着とします。

8 申請者に関する事項

(1) 申請者の資格

法人その他の団体（以下「団体」といいます。）とします（個人での申請はできません）。複数の団体で構成するグループ（以下「グループ」といいます。）が申請する場合は、代表団体を定めて、他の団体は当該グループの構成団体としていただきます。

なお、単独で申請した団体は、他のグループの構成団体となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する団体又は次のいずれかに該当する団体が構成員となっているグループは、申請者となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ 直近 3 年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 15 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法の規定に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者

- ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- コ 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者選定委員会委員と資本面で関係のある者

(3) 申請書類

申請時には、次の書類を2部（正本1部、副本1部）提出してください。グループ申請の場合は、ウの書類は構成員となる全ての団体のものを提出してください。

なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

- ア 指定管理者指定申請書（別記様式）
- イ 事業計画書（様式3）
- ウ 申請者に関する書類
- (ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (イ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - (ウ) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
 - (エ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近3年分）
 - (オ) 役員名簿及び履歴を掲載した書類
 - (カ) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに事業前年度の収支決算書及び事業報告書
 - (キ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（直近3年分）
 - (ク) 類似施設管理運営実績書（様式4）
 - (ケ) グループ応募構成書（様式5）（グループ申請の場合）

(4) 審査の対象から除外する場合

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者選定委員会委員に個別に接触した場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- カ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(5) 申請書類の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、指定管理者制度によるコンテナ基地の管理運営内容の公表及びその他県が必要と認める場合、優秀者として選定された申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、優秀者選定結果の公表に必要な範囲でその他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続き終了後（3月中旬頃）、申請者に返却します。返却するのは、原本のみです。

エ 申請の辞退

申請書類の提出後、辞退する場合には辞退届（様式任意）を提出してください。

オ グループ申請の取扱い

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は認めないものとします。

9 審査及び選定に関する事項

(1) 審査基準

指定管理者の選定にあたっては、条例第13条の規定に基づき、次の基準により審査を行い、総合的に判断します。

ア 事業計画書の内容が、輸出入業者等の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、コンテナ基地の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

※審査項目は別表2「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者審査項目」のとおりです。

(2) 審査、候補者の選定

ア 審査は、有識者、経済団体代表者の委員で構成する「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）を設置して行います。

委員の氏名等については、以下のとおりです。

氏 名	役 職
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授
和泉 清明	いずみ公認会計士事務所 公認会計士
中山 勝	静岡産業大学経営学部特任教授、静岡産業大学総合研究所所長
村松 卓	清水港利用促進協会 幹事
設楽 真邦	静岡県商工会連合会 企画経営課 課長

イ 選定委員会は、必要に応じて申請者を対象に質疑・ヒアリング等を実施し、申請書類の内容、ヒアリング等の結果により審査を行います。

ウ 選定委員会は、(1)の基準に照らして、総合的に考慮し、指定管理者として最も適当と認められる内容の申請を行った団体又はグループを優秀者（以下「優秀者」という。）として選定し、知事へ報告します。

エ 令和7年10月下旬頃、選定委員会の優秀者の選定結果に基づいて、知事が指定管理者の候補者を選定します。

オ 候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者全員に書面で通知するとともに公表します。

(3) 指定管理者の指定

令和7年12月中旬頃に県議会の議決を経て指定管理者を指定します。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定はしません。

(4) 情報提供及び情報公開について

指定管理者募集に係る情報提供については、**別表3「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者募集に係る情報提供の内容」**を参照してください。

なお、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、申請書類の内容が開示される場合があります。

10 指定管理者との協定の締結

県議会における指定管理者の指定の後、指定管理者と県は、細目について協議し、指定管理者に関する協定を令和8年4月1日付けで締結します。

11 管理運営業務の基準

(1) 管理運営方針

コンテナ基地の管理運営は、次の方針に基づき行っていただきます。

ア コンテナ基地の設置目的である外国貿易の振興に資する管理運営を行うこと

イ 指定保税地域の指定を受けていることに鑑み、公共性の高い管理運営を行うこと

- ウ 利用者の意見を反映しながら、効果的・効率的な管理運営に努めること
- エ 利用者の安全確保に努めるとともに、危機管理には万全を期すること
- オ 清水港の関連施設という位置付けを踏まえ、清水港を中心に県内港湾の利用促進を図ること
- カ 利用料金制度を導入し、利用料金収入を財源として管理運営を行うため、県から管理運営経費に係る委託料は支出しない。また、県が実施する施設の維持補修工事等の財源として、利用料金収入の一部を県に納入すること
- キ 個人情報の保護を徹底すること
- ク 管理運営に係る経費の節減に努めること

(2) 有料施設の利用目標

有料施設の利用目標は次のとおりです。この目標数値に基づき、事業計画書を作成していただきます。

目標数値の達成度は、12(3)の事業評価の評価項目の一つとなります。

有料施設	指 標	目 標 値				
		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
コンテナ・フレート・ステーション(CFS)	※ 年間利用率	100%	100%	100%	100%	100%
くん蒸棟	CFSの利用に支障を来たさない範囲で利用を促進するが、目標値は定めない。					
コンテナ・ヤード(CY)						

※ 年間利用率の算出方法

$$\text{利用日数} \times \text{利用面積} / 365 \text{ 日} \times (7,142 \text{ m}^2 + 1,308 \text{ m}^2)$$

CFS 1号棟+CFS 2号棟の利用可能面積

(3) 県への納入金額の算定

県への納入金額は、次のとおり算定してください。

ア 納入金の最低限度額の算定

過去の実績に基づき、次のとおり(ア) 利用料金収入見込額及び(イ) 管理運営費見込額を算定し、その収支差額に見合う **11,640,000 円**を(ウ) 県への納入金の最低限度額として設定します。

(ア) 利用料金収入見込額

- a 過去の利用実績(参考1「静岡県浜松内陸コンテナ基地料金収入及び管理運営費実績」)から、次表のとおり有料施設の利用見込みを設定します。

有料施設	利用見込み	使用形態
コンテナ・フレート・ステーション(CFS)	100% (年間利用率)	専用使用

※ くん蒸棟とコンテナ・ヤードは、施設の特性上、利用が限定的であること、また利用実績の変動が激しいことから、利用見込みを設定しない。

- b 条例別表の利用料金額に基づき、指定管理者が利用料金から得られる収入額を算定します。

C F S 1 号棟 364 円/㎡×7,142 ㎡×12 月 = 31,196,256 円
 C F S 2 号棟 364 円/㎡×1,308 ㎡×12 月 = 5,713,344 円
 計 36,909,600 円

利用料金収入見込額 ≡ 36,910,000 円 …… ①

(イ) 管理運営費見込額

参考 2 「静岡県浜松内陸コンテナ基地運営費積算」 のとおり管理運営費見込額を算定します。

管理運営費見込額 ≡ 25,314,000 円 …… ②

(ウ) 県への納入金の最低限度額

①－②の収支差額と見合う 11,640,000 円を県への納入金の最低限度額として設定します。

イ 納入金額の算定方法

指定管理者に応募する団体又はグループは、申請に際して収支計画書を作成し、提出していただきます。この際自らが算定する利用料金収入見込額と管理運営費見込額との収支差額を県への納入金として算定してください。

算定納入金額 = (利用料金収入見込額－管理運営費見込額) …… ③

ただし、算定納入金額 ≧ 11,640,000 円

ウ 納入金額の確定

指定管理者は、毎年度終了後、利用料金収入確定額が利用料金収入見込額（指定管理者応募の際に作成した収支計画書において算定した金額）を上回った場合にはその上回った金額のうちの 20% を③に加えて、納入金額を確定してください。

なお、確定額が見込額と同額または見込額を下回った場合は、0 円とします。

納入金額 = ③ + (利用料金収入確定額－利用料金収入見込額) × 20%

※利用料金は条例の改正に係る県議会の議決をもって確定します。利用料金の改正を行う場合、県への納入金額については改めて協議します。

(4) 管理運営業務の基準

業務内容及び管理運営基準については、別添「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者業務基準」によります。

(5) 事業報告等の基準

ア 業務実施計画書の提出

翌年度の業務実施計画書を、前年度 2 月末までに県へ提出してください。
ただし、事業開始年度分については、前年度 3 月末までに県へ提出してください。

イ 月次報告書

毎月初めに下記の事項を記載した前月分の月次報告書を県へ提出してください。

- (ア) 有料施設の利用状況
- (イ) 利用料金収入
- (ウ) その他知事が必要と認める事項

ウ 業務報告書の提出

毎年度終了後 30 日以内に次の事項を記載した業務報告書を県へ提出してください。

- (ア) コンテナ基地の維持管理及び運営管理に関する業務の実施状況
- (イ) 業務に係る収支状況
- (ウ) 施設の利用状況
- (エ) その他知事が必要と認める事項

エ その他報告書の提出

その他必要に応じて、県から利用状況等について報告書の提出を求めることがあります。

オ 報告書の内容の調査

上記イからエまでにより県へ提出された報告書の内容については、必要に応じて、実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査を行うことがあります。

12 事業の適正な実施に関する事項

(1) 業務の委託

個別の業務について第三者へ委託することは差し支えありませんが、すべての業務を一括して第三者へ委託することはできません。

(2) 法令等の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次に掲げる法令等を遵守していただきます。

- ア 地方自治法、同法施行令
- イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ウ 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例
※本募集要項中では「条例」と表記しています。
- エ 静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例施行規則
- オ 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営要領
- カ 静岡県個人情報保護条例
- キ その他施設の管理運営に際して遵守すべき法令
港湾法、消防法、水道法、電気事業法、計量法及びその他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令等

(3) 事業評価

県は、有識者、経済団体代表者などの委員で構成する「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者評価委員会」（以下、「評価委員会」といいます。）を設置して、事業報告書等に基づく評価を行い、公表します。

管理業務の実施状況が「11 管理業務の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。この場合において、指定管理者が当該期間内において改善することができなかった場合には、県は指定期間中でも指定を取り消すことがあります。

13 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者がコンテナ基地の管理運営を継続できないと判断した場合は、指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に払うほか、県に生じた損害を賠償するものとします。

(2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等により事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができます。

14 業務の引継ぎについて

指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、コンテナ基地の施設を指定期間開始時の状態に復して次期指定管理者又は県に引き継いでいただきます。業務を引き継ぐ際は、次期指定管理者の責任者と面談しながら円滑な引継ぎを行っていただくとともに、引継ぎデータリストを基に必要なデータ等（事故報告等も含む）について提供していただきます。

15 問合せ先及び申請書類提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県経済産業部 商工業局 企業立地推進課
(県庁東館7階東側)
電 話：054-221-2217
ファックス：054-221-5002
電子メール：ksuishin@pref.shizuoka.lg.jp

別表1 県及び指定管理者の管理運営業務責任分担表

業務区分	業務区分	業務内容	業務責任分担		摘要
			静岡県	指定 管理者	
コンテナ基地を輸出入業者等の使用に供する業務	開場時間の延長	コンテナ基地の開場時間の延長	△	○	知事の承認必要
	臨時の開場又は休場の決定	コンテナ基地の臨時開場又は休場の決定	△	○	知事の承認必要
	有料施設の使用に関する業務	有料施設の使用に関する規定を定め、適正な管理を行う。		○	
		有料施設の使用申請の受付・調整・承認、使用の不承認、使用の取消・制限		○	
		有料施設の使用状況についての月次報告書の作成、報告		○	
外国貿易に関する情報又は資料の収集、提供に関する業務	トラックスケールの使用に関する業務	条例別表の範囲内で有料施設の利用料金を設定し、次の業務を行う。 使用の承認を受けた者から利用料金の収受・利用料金の減免、還付(甲が定める基準に該当する場合)	△	○	知事の承認必要
		トラックスケールの利用に関する規定を定め、適正な管理を行う。		○	
		有料施設の利用統計を作成する。		○	
		有料施設及び周辺物流施設の貨物取扱数量を調査する。		○	
		コンテナ基地及び周辺物流施設の輸出入貨物の流れについて調査研究を行う。 上記について、その結果を県に報告し、利用者、荷主当の関係機関に提供する。		○	
輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務	輸出貨物のコンテナ化に関する調査研究	輸出貨物のコンテナ化の促進に寄与する方策を提言するための調査研究を行う。		○	
		施設の広報誌等を作成し、荷主企業、輸出入業者等に応報する。		○	
		利用の手引き等を作成し利用者の問合せや相談に応じる。		○	
		基地施設の有効活用による一層の利用促進に向けた方策を提言するための検討を行う。	△	○	
		清水港等県内港の利用促進活動を行う。	○	○	
外国貿易の振興に寄与するために実施する業務	施設総括管理業務	施設管理計画を策定し、施設の適正管理を図る。		○	
		防災・消防計画の策定等危機管理体制を整備し、緊急時に備える。	△	○	
		施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成する。		○	
		共益費の徴収に関する規定を定め、利用者、入居団体から共益費を徴収する。		○	
		施設管理経費、光熱水費等の支払い事務を行う。		○	
コンテナ基地の維持管理に関する業務	保守管理業務	利用者から収受した利用料金の一部を県へ納入する。(第27条参照)		○	
		施設維持機能の確保と利用者の快適な施設利用を確保するため、次のとおり日常及び定期的な施設整備の点検と補修、清掃等の保守管理を行う。 警備業務、清掃業務、自家用電気工作物保安管理業務、消防設備等保安業務、冷凍空調機器保守点検業務、シャッター保守点検業務、廃棄物処理業務、トラックスケール保守点検・検査業務、門、囲障(生垣を含む。)保守管理業務、有害鳥獣駆除業務、その他の管理的業務(門扉の開閉、コンテナ基地内の定期巡回等)		○	

コンテナ基地の維持管理に関する業務	維持補修工事	小破修繕工事（1件30万円以下）		○	
		中・大規模維持補修工事（1件30万円超）	○	△	
		維持補修工事年次計画策定	△	○	
		現在ある物品（備品）の指定管理者への貸付	○		
		貸付物品（備品）の管理、修理		○	
		現在ある物品（備品）の更新	○		
		物品（備品）の新規購入	○	○	指定管理者が自己費用により任意に購入した備品の所有権は指定管理者に帰属
その他コンテナ基地の管理に関して甲が必要と認める業務	入居団体等との施設の管理に関する調整業務	消耗品の購入		○	
		入居団体、利用者に対して、次の事項について依頼等を行う。 使用許可施設又は使用承認施設の清掃、戸締り火気取締り等の管理、防災・消防計画等の遵守、光熱水費等共益費の納入		○	
		苦情への対応	○	○	
		コンテナ・ヤードの目的外使用	○	○	
		見学者への対応		○	
		関係機関との連絡調整	○	○	
		指定保税地域運営協議会への参加	○	○	県に協力して活動に参加
		浜松流通業務センター運営協議会への参加	○	△	
		浜松内陸コンテナ基地を広域物資輸送拠点（代替拠点）として使用する場合には必要な現場の確認及び利用者や県職員との連絡調整		○	
		境界維持保全等	○		
県有財産管理	土地の管理	財産管理台帳の調製、管理	○		
		使用許可	○		
		財産取得、処分	○		
		その他財産管理行為	○		
			○		

別表２ 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者審査項目

区 分		審 査 項 目		点数
Ⅰ	団体(グループ)の概要	1	団体の経営状況、事業実績	15
		2	類似施設の管理運営実績	
		3	指定管理者への応募理由	
Ⅱ	経営管理	1	収支計画	25
		2	管理経費縮減の方策	
Ⅲ	管理運営体制	1	管理・運営の基本方針	25
		2	管理・運営体制	
		3	危機管理体制	
		4	事業継続計画	
		5	個人情報の保護措置	
Ⅳ	事業内容	1	コンテナ基地を輸出入業者等の使用に供する業務	35
		2	外国貿易に関する情報又は資料の収集、提供に関する業務	
		3	輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務	
		4	コンテナ基地の利用促進に関する業務	
		5	外国貿易の振興に寄与するために実施する業務	
		6	コンテナ基地の維持管理に関する業務	
		7	その他コンテナ基地の管理に関して知事が必要と認める業務	
合 計				100

別表3 静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者募集に係る情報提供の内容

		審査終了前	審査終了後
1	申請者	指定管理者候補者の名称	○
2			
3		その他の申請者の名称	
4	申請者数	○＜募集締切後に公表＞	
5	審査項目	○ (募集要項で公表)	○
6	審査項目の配点	○ (募集要項で公表)	○
7	提案書類の概要		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)
8	評価点数		○
9	評価理由		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)
10	選定委員名	○ (募集要項で公表)	○
11	選定委員会議事録		○ (ノウハウの保護に配慮して公表)

* 申請者のノウハウについては、公の施設ごと個々に判断する。

参考 1 静岡県浜松内陸コンテナ基地料金収入及び管理運営費実績

区分	基地 料金収入 総 額	CFS1、2号棟			コンテナヤード		くん蒸棟	
		料金収入 (円)	使用形態	利用率	料金収入 (円)	処理 件数 (件)	料金収入 (円)	処理 件数 (件)
令和3年度	37,286,037	36,909,600	専用のみ	100%	376,437	52	0	0
令和4年度	37,315,844	36,909,600	専用のみ	100%	406,244	60	0	0
令和5年度	37,317,189	36,909,600	専用のみ	100%	407,589	60	0	0
令和6年度	37,186,280	36,909,600	専用のみ	100%	276,680	51	0	0
平均	37,276,338	36,909,600	専用のみ	100%	366,738	56	0	0

区分	管理運営費	人件費 (円)	管理費		
			施設管理費(注1) (円)	維持補修費(注2) (円)	租税公課費 (円)
令和3年度	23,372,321	14,856,535	5,144,186	1,981,100	1,390,500
令和4年度	22,537,453	14,300,758	5,381,385	1,348,710	1,506,600
令和5年度	22,576,965	14,340,351	5,114,662	1,658,052	1,463,900
令和6年度	24,749,842	14,775,582	5,465,060	3,186,700	1,322,500
平均	23,309,145	14,568,307	5,276,323	2,043,641	1,420,875

(注1) 施設管理費とは、光熱水費、通信費、印刷製本費、消耗品費等の諸経費及び警備業務、清掃業務、施設保安業務等にかかる費用をいう

(注2) 維持補修費とは、修繕費及び植栽剪定業務、有害鳥獣駆除業務等にかかる費用をいう

参考 2 静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営費積算

種 別	金額(円)	備 考
	管理運営費見込	
総額	25,314,000	
人件費	15,568,000	職員2、非常勤職員2
施設管理費	5,343,000	
旅費交通費	40,000	
通信運搬費	245,000	電話、NHK、郵券等
新聞図書費	222,000	新聞・専門誌等購読料等
消耗品費	431,000	事務用品・消耗品費等
光熱水費	362,000	
車輛費	120,000	公用車点検、自賠責、燃料代等
印刷製本費	295,000	事業概要冊子作成
賃借料	570,000	コピー機、ホームページ保守
保険料	101,000	施設賠償保険
雑費	36,000	
委託料(再委託)		
警備業務委託	858,000	
清掃業務委託	834,000	
施設保安業務委託	1,229,000	電気設備・防火設備保守、産廃処理、シャッター保守点検
維持補修費	2,972,000	
修繕費	2,000,000	基地施設・設備等、小破修繕
補修事業委託費(再委託)	972,000	植栽剪定、鳥獣飛来防止、計量器保守
租税公課費	1,431,000	
租税公課	1,431,000	消費税

別記様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者の氏名

静岡県浜松内陸コンテナ基地の管理に関する業務を行いたいので、静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書（様式3）
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近3年分）
- 6 役員名簿及び履歴を掲載した書類
- 7 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに事業前年度の収支決算書及び事業報告書
- 8 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（直近3年分）
- 9 類似施設管理運営実績書（様式4）
- 10 グループ応募構成書（様式5）（グループ申請の場合）

様式 1 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

参 加 申 込 書

静岡県浜松内陸コンテナ基地における指定管理者の募集に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

年 月 日

静岡県経済産業部企業立地推進課長 様

(提出者) 住所
団体(グループ)の名称
代表者の氏名

(担当者) 担当部署
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

現地説明会出席者名簿

担 当 部 署	氏 名

様式2（用紙 日本産業規格A4縦型）

質 問 書

静岡県浜松内陸コンテナ基地指定管理者募集要項等について、次のとおり質問書を提出します。

団 体（グループ）名		
所 在 地		
担 当 部 署 名		
担 当 者 名		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	
質 問 事 項 (タ イ ト ル)		
記 載 箇 所		文 書 名 : ページ : 該当箇所 :
質 問 内 容		

様式3（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書

申込年月日 年 月 日

団体(グループ)名			
代 表 者 名			
所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
事 業 計 画 (別 紙 可)			
I 団体（グループの概要） 1 団体の経営状況、事業実績 2 類似施設の管理運営実績（様式4） 3 指定管理者への応募理由 II 経営管理 1 収支計画（様式3－2） 2 管理経費縮減の方策 III 管理運営体制 1 管理・運営の基本方針 2 管理・運営体制 3 危機管理体制 4 事業継続計画 5 個人情報保護の保護措置 IV 事業内容・利用者サービス内容 1 コンテナ基地を輸出入業者等の使用に供する業務 ア 開場時間の変更 イ 臨時の開場又は休場の決定 ウ 有料施設（コンテナ・フレート・ステーション、コンテナ・ヤード及びくん蒸棟）の使用に関する業務 エ トラック・スケールの使用に関する業務			

様式3

- 2 外国貿易に関する情報又は資料の収集、提供に関する業務
 - ア コンテナ基地の利用統計の作成
 - イ コンテナ基地及び周辺物流施設の貨物取扱数量調査
 - ウ 流通機構に関する調査研究
 - エ 情報又は資料の報告と提供
- 3 輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務
 - ア 輸出貨物のコンテナ化に関する調査研究
- 4 コンテナ基地の利用促進に関する業務
 - ア コンテナ基地の利用促進に向けた広報
 - イ 基地施設の有効活用に向けた検討
- 5 外国貿易の振興に寄与するために実施する業務
 - ア 清水港等の利用促進に関する業務
- 6 コンテナ基地の維持管理に関する業務
 - ア 施設総括管理業務
 - イ 経理業務
 - ウ 保守管理業務
 - エ 維持補修工事
 - オ 物品等の管理
- 7 その他コンテナ基地の管理に関して知事が必要と認める業務
 - ア 入居団体等との施設の管理に関する調整業務
 - イ 苦情への対応
 - ウ コンテナ・ヤードの目的外使用
 - エ 見学者への対応
 - オ 関係機関との連絡調整
 - カ 広域物資輸送拠点（代替拠点）の初期体制立ち上げに関する業務

様式3-2 (用紙 日本産業規格A4縦型)

収支予算書 (年度)

団体（グループ）名

項 目		金 額(千円)	積算内訳
収 入	利用料金収入 共益費		
支 出 (管理運営費)			
	合 計		
収支差額(県への納入金)			

(注)

- 1 年度ごと別葉で作成する。
- 2 項目欄に記入されている項目の説明は次のとおり

(1) 収入

ア 利用料金収入

有料施設（コンテナ・フレート・ステーション、コンテナ・ヤード、くん蒸棟）の利用目標値等をもとにして年間利用料金収入の見込額を算定して記入する。

イ 共益費

行政財産使用許可を受けてコンテナ基地施設に入居している団体及び有料施設の使用者から施設の使用に関して徴収する光熱水費等の共益費を記入する。

(2) 支出（管理運営費）

申請者が通常使用している勘定科目にしたがって記入する。なお、各科目とも積算内訳を記入する。（別紙添付可とする。）

様式4（用紙 日本産業規格A4縦型）

類似施設管理運営実績書

団体（グループ）名

施設名	所在地	施設の用途、 内容等	主な業務内容	管理運営期間	
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日

荷さばき上屋（コンテナ・フレート・ステーション）、荷さばき地（コンテナ・ヤード）、くん蒸施設等の港湾施設又はこれに類する施設の管理に関する業務の実績を記載すること

様式5（用紙 日本産業規格A4縦型）

グ ル ー プ 応 募 構 成 書

グループの名称

(代表となる団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

※グループによる申請を行う場合のみ提出する。